

令和2年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況

目 次

令和 2 年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況	1
・ 参考資料 1 令和 2 年度 健全化判断比率の状況	2
・ 参考資料 2 自治体財政健全化法 指標（数値基準）と対象範囲	3

令和2年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率の状況について

健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	(単位:%)	(参考)
			丸亀市	令和元年度
○実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の比率	12.02	20.0	— (-0.88)※	— (-1.13)※
○連結実質赤字比率 全ての会計の実質赤字の比率	17.02	30.0	— (-129.94)※	— (-91.71)※
○実質公債費比率 公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	25.0	35.0	8.9	7.2
○将来負担比率 地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	350.0		25.5	1.9

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、また将来負担額がない場合、「実質赤字比率(%)」、「連結実質赤字比率(%)」、「将来負担比率(%)」は負の値で表示されます。

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率について

公営企業における資金不足比率	経営健全化基準	(単位:%)
		丸亀市
モーターボート競走事業会計	0.0	—
下水道事業会計	20.0	—

参考資料 1

令和2年度 丸亀市 健全化判断比率の状況	比率の状況 (%)	実質赤字比率	-
		連結実質赤字比率	-
		実質公債費比率	8.9
		将来負担比率	25.5

1. 実質赤字比率	
区分	決算額 (単位: 千円、%)
歳入歳出差引額	[A] 471,421
翌年度に繰越すべき財源	[B] 240,865
実質収支額[A] - [B]	[C] 230,556
標準財政規模	[D] 26,021,947
実質赤字比率 [C]/[D] × 100	△ 0.88

2. 連結実質赤字比率		5. 資金不足比率	
区分	決算額 (単位: 千円)		
実質収支	一般会計 ① 230,556	/	
資金剰額	モーターボート競走事業会計 ② 32,339,606		-
	下水道事業会計 ③ 449,292		-
実質収支	国民健康保険特別会計 ④ 513,536	/	
	国民健康保険診療所特別会計 ⑤ 0		
	駐車場特別会計 ⑥ 4,454		
	後期高齢者医療特別会計 ⑦ 1,250		
	介護保険特別会計 ⑧ 274,779		
	介護保険サービス事業特別会計 ⑨ 0		
	①～⑨合計額 [A] 33,813,473		
	標準財政規模 [B] 26,021,947		
連結実質赤字比率 [A]/[B] × 100	△ 129.94		

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

3. 実質公債費比率				
分子	区分	決算額 (単位: 千円)	左の内訳 (単位: 千円)	
	元利償還金の額 (繰上償還額等を除く)	① 5,769,256	④の内訳 決算額	
	積立不足額を考慮して算定した額	② 0		
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	③ 0		下水道事業会計 657,516
	公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金	④ 659,415	診療所特別会計 1,899	
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	⑤ 65,190		
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	⑥ 3,025	⑥の内訳 決算額	
	一時借入金の利子	⑦ 0		
	特定財源の額	⑧ 26,043	水資源機構負担金 3,025	
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	⑨ 361,669		
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	⑩ 3,964,803		
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	⑪ 1,458		
小計 (①～⑦) - (⑧～⑪)	[A] 2,142,913			
標準財政規模	⑫ 26,021,947			
⑨～⑪の合計額	⑬ 4,327,930	単年度		
小計 ⑫ - ⑬	[B] 21,694,017	平成30年度 7.44312		
		令和元年度 9.38779		
		令和2年度 9.87790		
実質公債費比率 (単年度) [A]/[B] × 100	9.87790	実質公債費比率 (3か年平均)	8.9	

4. 将来負担比率			
将来負担額	区分	決算額 (単位: 千円)	左の内訳 (単位: 千円)
	令和2年度末一般会計等の地方債現在高	① 58,841,100	②の内訳 決算額
	債務負担行為に基づく支出予定額	② 964,161	水資源機構負担金 5,904
	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	③ 7,127,554	依頼土地買戻し 774,490
	組合等の地方債の元金償還に対する本市の負担見込額	④ 598,912	債務保証 183,767
	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	⑤ 5,963,047	
	設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額	⑥ 0	③の内訳 決算額
	連結実質赤字額	⑦ 0	下水道事業会計 7,123,161
	組合等の連結実質赤字相当額のうち本市の一般会計等の負担見込額	⑧ 0	診療所特別会計 4,393
	令和2年度末充当可能基金現在高	⑨ 21,236,180	④の内訳 決算額
	充当可能な特定の歳入見込額	⑩ 778,606	
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	⑪ 45,945,146	エコランド林ケ谷最終処分場 111,324
小計 将来負担額 (①～⑧) - (⑨～⑪)	[A] 5,534,842	瀬戸グリーンセンター 216,445	
標準財政規模	⑫ 26,021,947	水道事業 271,143	
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	⑬ 361,669		
災害復旧費等に係る基準財政需要額	⑭ 3,964,803	⑩の内訳 決算額	
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	⑮ 1,458	消防通信指令システム改修費負担金 32,213	
小計 標準財政規模⑫ - 算入公債費等 (⑬～⑮)	[B] 21,694,017	住宅新築資金貸付事業返還金 564	
		市営住宅使用料等 197,544	
		土地開発公社に対する貸付金償還金 548,285	
将来負担比率 [A]/[B] × 100	25.5		

自治体財政健全化法 指標(数値基準)と対象範囲

財政再生基準(国の管理下で再建)			20%	30%	35%		
早期健全化基準			12.02%	17.02%	25.0%	350.0%	
経営健全化基準							20.0%
丸亀市			—	—	8.9%	25.5%	—
地方自治体	一般会計	①普通会計	↑ 実質赤字比率	↑ 連結実質赤字比率	↑ 実質公債費比率	↑ 将来負担比率	※公営企業会計ごとに算定
	特別会計						
	うち	②公営事業会計	↓ 資金不足比率				
	③公営企業会計						
	④一部事務組合・広域連合						
⑤地方公社・第三セクター							

①普通会計	一般会計
②公営事業会計	国民健康保険特別会計、国民健康保険診療所特別会計、 駐車場特別会計、後期高齢者医療特別会計、 介護保険特別会計、介護保険サービス事業特別会計
③公営企業会計	モーターボート競走事業会計、下水道事業会計
④一部事務組合・広域連合	中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合、 まんのう町外三ヶ市町山林組合、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合、 香川県広域水道企業団
⑤地方公社	丸亀市土地開発公社
⑤第三セクター	丸亀市福祉事業団、丸亀市体育協会、ミモカ美術振興財団、 香川県中部流通センター、中讃ケーブルビジョン